

## 第三者部会での審議要領 (案)

### (審議日程)

- 特定個人情報保護評価部会は、26年度においては、11月～3月まで、おおむね月1回開催する。
- 1回の審議は、2時間を目安とする。
- 11月の部会は、部会委員に対する評価制度概要等の説明をする日程とする。(合わせて、サンプル案件を提出することを検討中)
- 1件の評価案件は、「案件説明」と「審議・答申」の2回の日程で審議する。

### ※ 日程案

- 26年11月 部会委員への制度概要評価書内容の説明 (サンプル案件 (案件1))
- 12月 案件審議 (案件1の案件説明)
- 27年 1月 案件審議 (案件1の審議・答申, 案件2, 3の案件説明)
- 2月 案件審議 (案件2, 3の審議・答申, 案件4の案件説明)
- 3月 案件審議 (案件4の審議・答申)

※ 開催日程は、変更 (日程の減少) の可能性がある。

※ 27年4月以降の日程は、今後検討する。

### (案件説明日程)

- 案件説明日程においては、評価書の概要、主要なポイントについて、事務局 (評価担当課及びシステム刷新課) から必要な説明を行う。
- 案件説明日程においては、委員からの質疑応答に応じるものとする。

### (審議・答申日程)

- 審議・答申日程においては、委員からの質疑ののち、「審議項目一覧表 (検討中)」の項目ごとに可・不可・疑問ありの評価を行うものとする。
- すべての項目が可であるときは、その案件については点検終了とし、不可の項目がある案件、疑問ありの項目がある案件は、その理由を付して、案件を差し戻す。
- 差し戻された案件については、評価担当課において必要な見直し等を行った後、次回以降の審議・答申日程に修正後の案件を提出するものとする。